

地域福祉ネットワーク構築事業

自治体情報 大阪府茨木市

人口 / 273,447人 標準財政規模 / 48,738百万円

- 担当課** 健康福祉部 福祉政策課
- 電話番号** 直通 072-620-1634
- 実施主体** 茨木市
- 関連ホームページ** <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/fukushiseisakuka/index.html>
- 事業期間** 平成 23 年度から
- 関係施策分類**

予算関連データ

総事業費：4,933千円

名称	所管	金額(千円)
一般財源	-	4,933

施策のポイント

地域の活動拠点である公民館、コミュニティセンターに相談窓口を設置し、当該地域を担当する民生委員・児童委員が常駐して、要援護者からの相談や地域の各種団体から要援護者にかかる連絡や発見に対応する。隣近所を気遣う気持ちの醸成、地域での困り事は地域で解決する仕組みづくりを推進する。

1 取組に至る背景・目的

少子高齢化の進展、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなってきている。また、孤独死や虐待、これまでの福祉サービスだけでは解決が困難な課題も増えてきている。そこで、日頃から近隣との関わりを持ち、いざという時に支え合い、助け合える関係づくり、一番身近な場所で気軽に相談できる場づくりを目指す。

2 取組の具体的内容

地域の活動拠点である公民館、コミュニティセンターに相談窓口を設置し、当該地域を担当する民生委員・児童委員が常駐して、要援護者からの相談や地域の各種団体から要援護者にかかる連絡や発見に対応する。また、小学校区単位に市のケースワーカーや保健師を割り当て、地域での相談支援体制の強化を図る。

地域のあらゆる社会資源を活用して重層的な相談支援体制を構築するもの。

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

- ・相談窓口に着駐する民生委員・児童委員の地域の相談支援技術の向上並びに相談支援の担い手であるという意識の向上。
- ・身近な地域で、要援護者が行きやすく分かりやすい場所を確保する。

- ・住民主体の地域福祉活動を推進する。

4 現在までの実績・成果

6か所の相談窓口における相談回数248回 相談件数203件

認知症に関する相談、介護保険に関する相談、健康・医療に関する相談など

(H24.8.31時点)

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

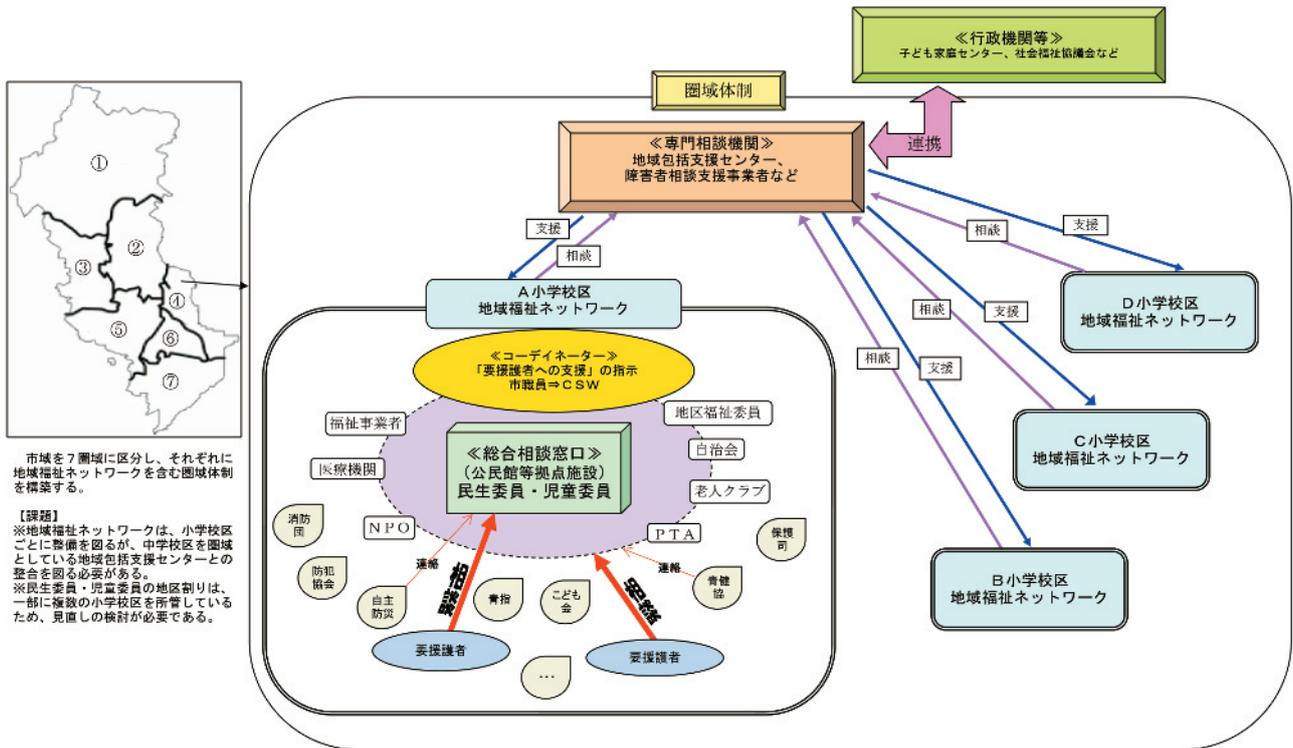
地域住民に対する相談窓口の周知 → 広報誌・HPへの掲載、自治会を通じてのチラシ配布など

民生委員・児童委員の相談窓口への協力 → 事業の必要性・効果などを納得していただけるまで説明

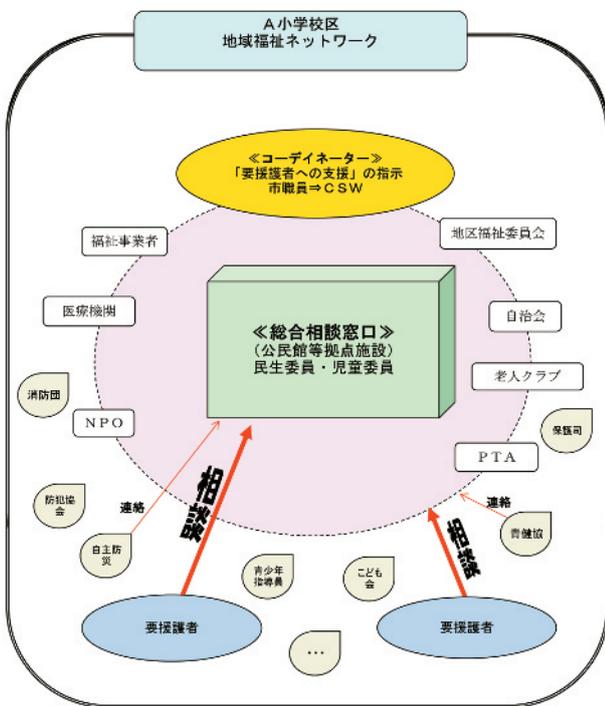
6 今後の課題と展開

32ある小学校区すべてに相談窓口を設置するとともに、地域にある各種団体のネットワーク化をすすめ、要援護者への気づき、発見のしくみを構築する。そのためにも身近な地域に相談窓口があることの周知や各種団体の組織化への協力が必要である。

茨木市地域福祉ネットワーク構築体制（圏域体制）



②茨木市地域福祉ネットワーク構築「小学校区体制」



茨木市地域福祉ネットワーク構成員の役割

- 《総合相談窓口》**
 (公民館等拠点施設)
 民生委員・児童委員
 - 地域の要援護者からの相談、支援を必要とする者の発見、要援護者に対する見守り等の支援、その他必要な福祉サービスへの紹介
 - 周りからのかかわりを拒絶する要援護者などの困難事例についてコーディネーターを含む地域福祉ネットワークとの連携
- コーディネーター**
 市職員(福祉政策課)
 - 地区福祉委員会、自治会など地域で活動している関係機関と連携し、地域の要援護者の抱える問題や課題への相談、発見、見守り等の支援
 - 未整備の地域福祉ネットワークの構築や要援護者の抱える問題や課題への解消、解決力向上への取組みなど地域福祉ネットワークの「つなぎ役」的な支援
 - 市職員の指示のもと、未整備の地域福祉ネットワークの構築や制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案等に専門的な立場からの支援を担う
- CSW**
 - 地区福祉委員会
 - 自治会
 - 老人クラブ
 - PTA
 - 福祉事業者
 - 医療機関
 - NPO
 - それぞれの地域活動の中から発見した要援護者等や要援護者の抱える問題や課題について、民生委員・児童委員への通報や連携を行い必要に応じた見守りなどの支援
- 支援を必要とする者を早期に発見し、ネットワークに通報する機能としてのその他の地域活動団体
 - 消防団、防犯協会、自主防災会、保護司、SSW、校区青少年健全育成運動協議会、放課後子ども教室実行委員会、校区子ども育成連絡協議会、こども会、青少年指導員、...
 - [順不同]